

三浦市携帯電話等基地局の設置に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における携帯電話等基地局の設置に係る紛争を未然に防止し、及び市民の生活環境の保全に資するため、その設置について、近隣住民等への説明の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 携帯電話等基地局 携帯電話端末、PHS端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備で、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認（以下「確認」という。）が必要なものをいう。

(2) 事業者 携帯電話等基地局の設置をしようとする携帯電話等通信会社をいう。

(3) 近隣住民等 携帯電話等基地局のアンテナの中心からの水平距離が地盤面から当該携帯電話等基地局のアンテナの上端までの高さの2倍の距離の範囲内において住所を有する者、事業を営む者及び土地又は建築物を所有する者並びに携帯電話等基地局の設置に利害を有する者で市長が特に認めるものをいう。

(設置計画の届出)

第3条 事業者は、携帯電話等基地局を設置しようとするときは、他の法令等の規定による許可、認可等に係る申請等を行う30日前までに、携帯電話等基地局設置計画届出書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に届け出るものとする。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 立面図又は構造図
- (4) 近隣住民等の範囲を示す図書
- (5) 次条に定める表示板の設置状況が分かる写真
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の届出があった場合において、紛争の防止又は近隣住民等の生活環境の保全のために必要があると認めるときは、必要な助言又は指導を行うものとする。

(表示板の設置)

第4条 事業者は、前条第1項の届出の前に、現地に携帯電話等基地局設置計画表示板(第2号様式)を設置するものとする。

(近隣住民等への説明等)

第5条 事業者は、第3条第1項の届出の後、説明会又は個別説明(以下「説明会等」という。)により、当該携帯電話等基地局の設置に係る計画(以下「設置計画」という。)の内容について、次に掲げる事項を近隣住民等に説明するものとする。

- (1) 携帯電話等基地局の形態、規模及び構造
- (2) 携帯電話等基地局の設置工事の期間、工事方法及び安全対策
- (3) その他必要な事項

2 事業者は、近隣住民等から携帯電話等基地局の設置に対する意見があった場合は、誠意をもって対応しなければならない。

3 事業者は、説明会等の実施状況を説明会等実施報告書(第3号様式)により速やかに市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の規定により事業者から説明会等実施報告書の提出があった場合において、紛争の防止又は近隣住民等の生活環境の保全のために必要があると認めるときは、必要な助言又は指導を行うものとする。

(他法令等の手続との関係)

第6条 事業者は、前3条に規定する手続を経た後に、他の法令等

の規定による許可、認可等に係る申請等の手続を行い、設置工事に着手するものとする。

（設置計画の変更）

第7条 事業者は、第3条第1項の規定により届け出た設置計画の内容を変更しようとするときは、携帯電話等基地局設置計画変更届出書（第4号様式）に同項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付して市長に届け出るものとし、当該変更の内容により第4条及び第5条の規定の例により、必要な手続を行うものとする。ただし、近隣住民等の意見を考慮して行う事項又は軽微な事項のみであるときは、この限りでない。

（設置計画の廃止）

第8条 事業者は、第3条第1項の規定により届け出た設置計画を廃止しようとするときは、携帯電話等基地局設置計画廃止届出書（第5号様式）を市長に届け出るものとする。

（補則）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に確認の申請を行った携帯電話等基地局については、この告示は適用しない。